

(要約)

社会変革としての刑罰廃止論

吉間 慎一郎

序章 絶望と希望の狭間で

本稿の目的は、筆者の検事としての経験をもとに刑罰廃止論を提起するとともに、刑罰廃止に向けた社会変革の戦略を検討することにある。本稿で議論する刑事司法による抑圧の可視化と刑罰廃止論に向けた戦略は、それ自体が最終目的ではなく、私たちの日常生活における大小様々な不平等や抑圧を問い、私たち自身の在り方を変容させていく社会変革の一環としてなされるものである。こうした社会変革と刑罰廃止論の統合によって、非現実的などと批判されてきた刑罰廃止論をより現実的で想起可能なものとして再構築することを目指す。

第1章 実存、闘技、社会変革

本章では、本稿全体を貫く筆者の立場を紹介することで、本稿の議論の見通しを示していく。

1 実存的経験の重視

「社会変革としての刑罰廃止論」というアイデアは、筆者のホームレス支援のボランティアや検事としての実存的経験に根差しており、個人的経験を学問の客観性や価値中立性の名の下に排除するべきではない。実存的経験とは、「自分を研究に突き動かしている経験や営為」である。これまでに、研究者たちがそのときの学問的語彙では言語化が難しいことについて実存的経験を併記する研究でしか表現できないことを語ってきたように、本稿も、筆者がボランティア活動をしていた東京の山谷地域や検察庁というローカルな文脈を出発点として、社会変革と刑罰廃止論という政治性と関連する事項を論じることで、社会変革としての刑罰廃止論への参加をより説得的に呼びかけることを意図している。

2 葛藤、闘技

本稿では、社会には規範に関する多元的な価値が対立・葛藤していると想定する葛藤モデルを採用する。規範に対する合意された価値の存在を肯定する合意モデルでは、規範に反した者を逸脱者とみなすため、規範違反者を劣位化して排除することを安易に正当化してしまう。本稿では、葛藤モデルの立場から、互いに異質でヘゲモニーを争う複数の政治的プロジェクトが対決するような、論争のための、活気に充ちた闘技的な公共領域の創造を構想する闘技的民主主義の立場に立つ。

3 個人化の拒否と社会変革の志向

現状の社会制度が、先行するヘゲモニー的諸実践の帰結であるとみるならば、現状の社会制度がヘゲモニーを獲得したマジョリティの生活様式に合わせて形

成されていることは明らかである。したがって、個人に変容を求めるということは、必然的に、抱えている困難を社会によって対処されずに排除されてきた個人にのみ変容を求めることになり、マジョリティとマイノリティの間の不均衡を拡大させかねず、この問題は刑事司法にも等しく当てはまる。

刑事司法は、重篤なハームをもたらす事象を犯罪定義と刑事司法の取扱対象から除外し、街頭における個人の行動を犯罪化するという不均衡な犯罪化を行い、その対象者に対し、職、居場所、家庭生活の喪失や社会からの追放という広範な社会的ハームを与える一方で、貧困、社会的剥奪及び拡大する富者と貧者との不平等などの社会的問題を無視している。このように、個人を変容させようとするプロジェクトが、問題の責任を過剰に個人に押し付け、社会の問題を不問に付すことになるのであるから、個人の変容を求めることをやめ、社会の変化を目指すべきである。

第2章 検事が刑罰廃止論者になるまで

第2章では、筆者の検事としての実存的経験を扱い、筆者が、刑罰の廃止を目指すべきだと考えるようになった理由を示す。筆者の実存的経験が示すのは、刑事司法は、重層的な加害と被害の連鎖の一部のみを切り取って一部の個人にその責任を課し、社会の側の問題を不可視化しているということである。刑事司法は、被害の一部しか取り上げず、十分に被害の修復もしていないのに、加害者の生活の喪失や被害者のトラウマの深化など、個人に重大な害悪を与えている。また、加害者と被害者との対話を阻害し、コミュニティの紛争解決能力を奪うことで、紛争の解決を一層困難にしている。このような経験から、重大な害悪を拡散しながらも紛争の解決をもたらさない刑事司法に頼り続けるのではなく、新たに多層的な加害と被害に対処するシステムを生み出すべきだと考えるようになった。

第3章 社会変革としての刑罰廃止論

1 刑事司法の加害性と問題点

刑事司法が社会や個人にもたらす害悪は古くから指摘されてきたし、刑務所がその目的を果たしていないということも長らく言われてきた。海外では、先住民コミュニティへの警察介入を、植民地主義的な統治として分析する研究もあるが、刑事司法においても、介入の対象者が劣った存在であるとの前提のもと、専門家が本人に代わって「最良の選択」を判断することが想定されている点で、同化政策による差別構造の強化をはじめとした植民地主義と同型の論理に基づく統治であるといえる。そうであれば、短期的な目標として刑事司法の加害性を減らしていき、長期的には刑罰の廃止と新たなオルタナティブの創造を目指すのが合理的であろう。

2 プラグマティズムによる変革可能性

Richard Rorty は、見知らぬ他者の苦痛に対する想像力を拡張することで、「彼ら」を「われわれの一員」として捉える連帯が生まれると述べ、その基盤にプラグマティズムを置く。Rorty によれば、どのような人間がまともな存在とみなされるかは歴史的な環境によって相対的であり、一時的な合意に依存しているにすぎず、何らかの哲学的基礎

づけができるものではない。したがって、このような反基礎づけ主義によれば、法や司法制度も、歴史的偶然性によって現在に存在しているにすぎない。つまり、刑罰システムも、歴史的偶然性によって現存しているにすぎず、新たな事象によって異議申立てを受け、問い直され続ける。

3 合意パラダイムから葛藤パラダイムへ

もっとも、Rorty の理論は、リベラリズムの合意からこぼれ落ちた者を排除したり、リベラリズム内部の差異を不可視化したりする。これに対し、Chantal Mouffe が主張するように、民主主義において対立は克服不可能であり、異なる理念を持つ「彼ら」を正当な対抗勢力として扱い、「彼ら」からの異議申立てを絶えず開かれたものにしておく方が有効な戦略であろう。そして、自律や自己決定といった私的な自己創造を達成しようとするならば、それを抑圧しようとしてくる刑事司法や多数派に対する異議申立てなどの公共空間における対立や闘争は避けて通れない。したがって、私的な自己創造が公共空間における対立と闘争を生むことを不可視化し、刑事司法に対する異議申立てへの眼差しを閉ざすならば、様々な暴力に抵抗するために私たちが必要としている日常生活の中に溶け込んだ豊かな批判力を見逃すことになる。

4 苦痛は語ることができるか

また、Rorty は、苦痛は他者によって語られなければならないと主張するが、Spivak が指摘するように、他者は抑圧された者の声を代弁することができるのかという根本的な問題が横たわる。刑事司法においても、想定された被害者像と合致しない者は被害者として認識されず、社会構造上の被害者を犯罪者化してその被害者性を忘却するなど、被害者としての声を沈黙させている。Spivak が言うように、彼らを抑圧してきた自分たちの特権、すなわち、犯罪者化を免れているという特権を忘れ去るならば、犯罪者化された人への懲罰的態度は維持できないはずであり、むしろ、刑事司法が、ある特定の階級、人種、ジェンダーを犯罪者化し、特定の義務を課すことで、別の階級、人種、ジェンダーが生む問題を不可視化した上、その責任を犯罪者化された人々に負わせる不平等な制度だということであらわになるだろう。こうした刑事司法の不平等と抑圧を可視化することによってこそ、刑事司法の正当性を問い、新たな代替的手段の模索を始めることができる。その上で、刑事司法の対象とされた人々の声を聴くということは、刑事司法とは異なる方法で、私たちが与え又は受けた苦痛や損害を修復し、ケアと尊厳に満ちた新たな生き方を実践するにはどうすればよいのかを学ぼうとすることである。

5 紛争解決と苦痛への補償

しかし、伝統的法学は、刑事司法における紛争解決を刑罰権の存否をめぐる論争の裁定へと矮小化することで、刑事司法が生み出す苦痛を不可視化し、刑事司法が正常からの逸脱者とみなした者を紛争解決の主体から除外してきた。そして、刑事司法によって与えられる苦痛を不可視化し、自由で合理的な人間像を発信し続ける刑事司法は、伝統的法学による苦痛の隠蔽と特定の人々の排除をますます強化している。

こうした現状を踏まえ、刑罰の廃止を含む社会変革を成し遂げるためには、少なくとも、①刑事司法による不平等と抑圧の可視化、②紛争解決の再構築と紛争解決の取戻し、③合理的人間像を含む抑圧的な規範への対抗が必要である。紛争

を刑罰で処理するのではなく、多様な当事者が関わる豊かな対話の場として捉え直すこと、正常性に基づく排除をやめ、多様な主体が紛争解決に関与することによって、多数派に有利な既存の規範に異議を申し立てる機会を保障し、新たなオルタナティブを探ることが重要である。

第4章 新自由主義化する犯罪者処遇と抵抗運動の理論的基盤

第4章では、再犯防止推進計画検討会における就労支援に関する議論の分析を通じて、第3章の①と③の戦略を実行に移していく。

1 犯罪者処遇における就労支援の位置付け

これまでの政策や研究等において、就労支援により再犯を抑止できるとの考えは自明視されてきた。しかし、多くの労働問題を生んでいる現代日本社会の社会・産業構造の問題には十分に目が向けられてきたとは言えず、就労がうまくいかない人に対する自己責任化と排除をもたらす危険がある。

2 新自由主義化する犯罪者処遇

本稿では、David Harvey の定義に従い、新自由主義を、個々人の企業活動の自由とその能力とが無制約に発揮されることによって人類の富を福利が最も増大すると主張する政治経済的理論と捉える。新自由主義は、①あらゆる主体に自己の人生に関するリスクの管理を強要するとともに、②個人に対し人的資本として市場における競争に勝つための自己投資を要請し、③全人口に対する予防的介入により、新自由主義的命令に反するハイリスク集団を選別し、リスク管理に失敗した個人にその責任を帰属させて排除するシステムである。

再犯防止推進計画検討会でもこうした新自由主義の諸特徴が観察された。検討会では、①「自立」としてリスクの自己管理が要請され、②就労支援は、労働市場から排除された者に対するスキル習得を通じた市場原理の補完として機能することが想定され、③予防によるリスク集団の探知も意図されていた。

3 新自由主義化する労働市場

労働市場の新自由主義的改革は、正規雇用の非正規雇用との賃金格差、社会保障格差などを生み、ワーキングプアが社会問題化する一方で、正規雇用の労働環境も悪化させた。

4 犯罪者処遇における就労支援の問題

犯罪行為者に対する就労支援は、新自由主義化する犯罪行為者処遇と労働市場との接合点に位置する。就労支援は「働くことが正しい」という価値観を押し付け、就労しない生き方を排除し、当事者に再犯リスク管理の責任を負わせる。一方で、貧困や精神的困難は解消されず、むしろ悪化する可能性もある。こうした支援は、労働を美化する「労働倫理」に基づき、低賃金で過酷な仕事に対象者を就かせるが、それは新たな社会的排除にすぎない。就労が困難な環境に置かれた者に必要なのは、定着支援ではなく、離職や多様な生き方を支援することである。

5 キャリア支援の転換

キャリア権とは、流動化した労働社会において、職業選択・転換を通じて自己

実現を目指す理念的権利であり、幸福追求権や労働権を基盤とする。しかし、これは国家に作為を請求できる具体的権利ではなく、個人に能力向上の自己責任を課す構造を助長しかねない。新自由主義的な再犯防止のための就労支援では、犯罪者としての排除を別の排除カテゴリーに移すだけである。そのため、キャリア権は、労働市場への包摂を前提とせず、離職支援や社会生活を保障する支援も含む、社会権的・集団的性格を持つべきである。

社会権に基づくキャリア権とは、キャリア上の失敗リスクの偏在を是正し、労働を取り巻く社会の在り方を変革する権利である。これは労働問題の社会問題化を通じて、社会的意識と労働条件の改善を目指すものであり、社会運動としての労働運動の一形態といえる。しかし、犯罪化された者は社会から他者化され、共感や支援を得にくく、社会運動としての展開も難しい。だからこそ、当事者とその協働者が声を社会に伝え、共に社会の在り方を問い直す実践が必要となる。

第5章 コミュニティの相互変容による社会変革

1 社会的包摂のジレンマ

社会的包摂には、そのための条件が付され、条件を満たさない者は排除され、条件に適応して社会に受け入れられたとしても、そこで別の排除が待つという社会的包摂のジレンマが存在する。「犯罪者」に対する就労支援や生活支援等の「息の長い支援」も、それらの支援に適合しない者を支援の枠組みから排除するとともに、支援のスキームに乗ったとしても、支援対象者を「犯罪者」として「息の長い」監視にさらし、その者に周囲の者が「犯罪者」として関わり続ける構造を維持することになっている。

2 支援モデルとしての協働モデル

協働モデルは、筆者のフィールドワークの経験から導き出した支援論であり、伴走者と当事者が、互いの無力さや弱さを受け入れて自分から変わるという実践を第三者を巻き込んで行っていく相互変容過程である。刑事司法では、新自由主義的合理性に親和的な選別による排除が機能し、就労支援や再犯防止施策が排除を強化する装置となっている。これに対し、協働モデルは、支援者自身が変わる実践を通じて、局所的・時間限定的な実践解としての「成解」を生み出し続けることで、それまで「正解」とされてきた規範や支援論を書き換えていくモデルである。

3 社会変革モデルとしての協働モデル

当事者と伴走者が構築するコミュニティは、「成解」を生み出し続けることによって、主流文化とは異なる下位文化の創造を促し、その他のコミュニティとの文化的接触を通じて、伴走者と当事者によるコミュニティとそれに接したコミュニティとの相互変容を起こす。あるコミュニティにおいて生み出された「成解」が、他のコミュニティにおいて直面する問題への解決方法として検討されることで、新たな「成解」が生み出されていく。このような「成解」としての下位文化は、「正解」を押し付けようとしてきていた主流文化への対抗策となり、「成解」が「正解」を書き換えていくという社会変革へとつながっていく。

4 社会的包摂から社会変革へ

社会的包摂のジレンマは、伴走者と当事者のコミュニティにおいて創造された「成解」としての下位文化と相互変容過程を社会に拡散し、「成解」がハームを産出する社会構造や社会通念である「正解」を書き換え、ハームの減少を行っていくという社会変革によって解消していくべきである。

第6章 解放区による社会変革

1 解放区

本章では、コミュニティの相互変容論をより具体化し、その機能と可能性を明らかにするために、解放区というビジョンを新たに示す。Goffman は、精神科病院などの「全制的施設」において、個人が自己表現やプライバシーを奪われる構造を明らかにした。そうした抑圧の中で、被収容者たちは職員の監視を逃れ、一定の自由を得られる空間＝「解放区」を見出していた。このような構造は現代社会にも見られ、「犯罪者」「薬物依存者」といったラベルによって、人々は限定された自己表現しか許されない。Goffman は、アイデンティティは社会的拘束への抵抗によって形作られ、私たちが暮らす世界の「亀裂」にこそ真の自己が宿ると説いた。規律権力が生活の隅々にまで行き渡るようになった現代において、解放区を創造し私たちの住処となる「亀裂」を見つけることは、規律を強める社会に抵抗していくための重要な戦略となる。

2 緩衝地帯としての解放区

薬物依存・摂食障害・ひきこもりという異なる問題に共通する背景として、社会的価値観によって個人の感情や価値観が抑圧される構造が指摘できる。社会や専門家による支配的言説は、当事者の自己解釈を固定化・抑圧し、「立ち直り」や「回復」など望ましいとされる姿への変化を一方向的に期待する。それにより、当事者はなりたいたい自己になる自由を奪われてしまう。こうした状況を乗り越えるためには、支配的言説から離れる緩衝地帯としての「解放区」の存在が必要であり、それは対話と相互理解を通じて自己解釈と生活実践を再構築できる空間である。このような解放区では、不均衡な権力構造を留保し、支配的なものとは異なるライフスタイルや解釈を認めることが可能となり、当事者が自らの人生を主体的に語り生きることができる場となる。

3 変革拠点としての解放区—包摂と排除をひっくり返す

Rorty は、他者の苦痛への共感によって「われわれ」の範囲を拡張し、人々の連帯を促す戦略を提唱した。しかし、この戦略は、困難な状況にある人々自身が語り、共感を生み、変革を導く実践の力を軽視している。また、共感に基づく連帯は気まぐれであり、時に排除や厳罰化を強化する反応も招く。Rorty は「われわれ＝リベラル」という視点に固執し、新たな排除を生む可能性を見落としている。

これに対し、解放区の戦略は、Rorty のようなリベラリズムの普遍性に基づく帝国主義的な「われわれ」の拡大ではなく、支配的ヘゲモニーを獲得した「彼ら」から排除された「われわれ」が、互いに対立者としての正当性を承認し合いながら、支配的ヘゲモニーに対する異議申立てに向けたものである。

4 解放区の創造と社会変革に向けて

これに対し、障害者運動やハンセン病者の実践は、人々が生きる場所に根差した解釈と生活が相互に補完し合って新たな対抗的解釈と生活実践を生み出し、周囲の人々に影響を与え、場所の意味を変容させていくことを示している。そして、人々が生きる場所は生活実践と切っても切れない関係にあり、場所と人との関係に着目することが社会変革の拠点としての解放区の可能性を最大限に引き出すことを示唆している。解放区における生活実践を起点として対抗的解釈を育み、生活実践を通じて社会への異議申立てを行い社会の変容を目指すアプローチは、「われわれ」の多層化と、異なる「われわれ」の接触による相互変容のプロジェクトである。

第7章 自省的司法と自省的社會

1 自省的司法と自省的社會

社会変革としての刑罰廃止論を実践していくためには、様々な幻想を流布することによって社会のハームを拡大し、それを正当化する刑事司法の在り方をも変革していかなければならない。それは、犯罪というラベルの正当性や、犯罪の個人責任化の実践の正当性、刑事司法における紛争処理の在り方等を自己批判的に問い直し続け、紛争解決の主体を社会に譲り渡していくようなものとなるべきである。そのためにはまず、刑事司法が、紛争処理を通じて当事者や関係者からなされた問題提起を法や制度に対する異議申立てとして捉え、法や制度の在り方の是非を絶えず問い続ける機能を有することが必要であろう。そして、司法が看取した社会構造上の問題を社会への異議申立てとして社会に伝達することも必要であろう。このような司法は、自らの在り方を絶えず自省し、自己変革を行う制度として、自省的司法と呼ぶことができる。そして、自省的司法がその機能を発揮するためには、社会の問題を自らの問題として引き受けて自己変革を行う自省的社會も必要であろう。

2 個人、自省的司法、自省的社會の関係性

個人は、自身に生じた紛争を司法に訴え出ることを通じて、社会や司法に対する紛争処理の申立てを行う。これに対し、自省的司法は、個人が提起した紛争に関する訴えを、社会に対する異議申立てとして受理し、紛争の解決と社会及び司法の問題の解消を目指す。このプロセスにおいては、紛争の当事者、直接の利害関係者同士による対話が重視される。

自省的司法は、紛争解決への取組みの中で社会や司法の問題を抽出し、それによって判明した社会と司法の問題を社会に伝達し、変革を求める。自省的社會は、自らの自己変革に応じて、その身体の一部である自省的司法を新たな形に変革していく。

自省的社會は、自己変革を行うために、個人（加害者、被害者、関係者を含む）に対し、社会の問題解決を担う者として自己変革プロセスへの参加を求める。ここで個人と社会との間で対話が開始され、社会問題の解決に向けた対話の中で、社会問題の解決だけでなく、個人に対する加害行為を行ってきた社会と、その被害を受けてきた個人との間で和解が試みられる。

社会の自己変革によって社会における紛争解決機能が充実化されていけば、その先には、自省的社會が、自省的司法がそれまで担っていた紛争解決機能を包摂していくことで、刑罰の廃止が実現されるだろう。

3 自省的司法の萌芽

自省的司法が実現しようとしている犯罪の個人責任化からの脱却やコミュニティによる紛争解決手続への参加は、既に行われている実践からも見出すことができる。

まず、修復的司法(Restorative Justice)は、個人に対する加害行為に対して当事者の参加による対話的方法によって損害の修復を目指すものであり、刑事司法において支配的な犯罪の個人責任化という価値観を相対化し、また、ハームの修復による犯罪対応を試みるという点で、ハームの軽減という視点を有している。修復的会議(Restorative conference)及び量刑サークル(Sentencing circle)の実践は、刑事司法へのコミュニティの関与を通じて、ハームの産出構造の分析と変革によるハームの軽減を実現する可能性を示唆している。

次に、Nils Christie は、現代の司法制度を、国家や法曹をはじめとした専門家たちが当事者から紛争を奪っているものとして批判し、市民中心の法廷において、被害者のあらゆる事情を考慮し、加害者も含めて被害者が被った損害の修復を行うべきだと主張する。自省的司法にとって、被害者中心の司法とは、複層的な被害の連鎖と相互作用の仕組みを解明し、被害を生み出す社会構造の変革と補償を行う仕組みとなる。

そして、裁判員裁判は、裁判に国民の健全な社会常識を反映するために導入された制度であるが、その趣旨を自省的司法に沿うように解釈し、「健全な社会常識」を、不均衡な社会構造によって被害を受けた経験とその癒しの方法であると理解すれば、裁判員裁判は、裁判官と裁判員が不均衡な社会構造による加害と被害について自身の経験を持ち寄り、犯罪の背後にある構造的不正義と多層的な加害と被害について目を向けることを可能にするだろう。そこでの判断は、構造的不正義への対抗的生活実践を生み出すとともに、それを事後的に承認することで、既存の規範を絶えず問い直し、構造的不正義の変革を促進することができるようになるだろう。

終章 未来への欲望

終章では、本稿の議論をまとめ、今後の課題を示した。

以 上